特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	養護老人ホーム入所措置に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、養護老人ホーム入所措置に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年10月26日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	養護老人ホーム入所措置に関する事務
②事務の概要	環境上の理由及び経済的理由で、在宅生活が困難になった高齢者について、養護老人ホームの入所措置をする。
③システムの名称	1福祉総合システム　2税務システム　3システム共通基盤　4中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
養護老人ホーム入所措置ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）　第9条第1項　別表第61項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 3　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）第4条　別表第二第28項　そ

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）第86項、第87項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）第86項、第87項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉支援部　高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 芝地区総合支所　区民課 〒106-8515 東京都港区六本木5丁目16番45号 麻布地区総合支所　区民課 〒107-8516 東京都港区赤坂4丁目18番13号 赤坂地区総合支所　区民課 〒108-8581 東京都港区高輪1丁目16番25号 高輪地区総合支所　区民課 〒105-8516 東京都港区芝浦1丁目16番1号 芝浦港南地区総合支所　区民課 〒105-8511 東京都港区芝公園1丁目5番25号 保健福祉支援部　高齢者支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高齢者支援課　高齢者福祉係 03-3578-2391
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人未満（任意実施）　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　　500人未満　　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　　発生なし　　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない(入手)　[　]接続しない(提供)**	
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[　]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、措置申請書にマイナンバーを記載する際には、申請者本人からのマイナンバー取得を基本とし、これに拠らない場合、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守し、かつ、必ず複数人での確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　特に力を入れて行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　特に力を入れている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報等を取り扱う職員(会計年度任用職員、派遣職員、委託事業者の従事者を含む)は、個人情報の保護及び港区情報安全対策指針に関する研修(情報セキュリティ　セミナー)を受講している。 特定個人情報を取り扱う担当者の研修、自己点検の実施記録は特定個人情報事務取扱者名簿に記載し、受講を管理している。 所管課は手順・マニュアル等を作成し、職員が参照できるわかりやすい場所に保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月11日	Ⅰ　関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）　（別表第二における情報提供の根拠）なし （別表第二における情報照会の根拠）第61項，第62項	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）　（別表第二における情報提供の根拠）第61項，第62項 （別表第二における情報照会の根拠）第61項，第62項	事後	根拠法令を追加
平成28年4月15日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	なし	3　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例　第11条の2第2項　別表第二第28項	事後	「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」制定のため
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署　②所属長	高齢者支援課長　茂木　英雄	高齢者支援課長　山本　睦美	事前	人事異動に伴う変更
平成31年4月1日	平成31年1月版様式2に変更			事後	様式変更のため
平成31年4月1日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当部署　②所属長	高齢者支援課長　　山本　睦美	高齢者支援課長	事後	氏名記載不要となったため
平成31年4月1日	Ⅳ　リスク対策 全項目を新規記載			事後	様式変更のため
令和2年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和3年6月30日	Ⅰ関連情報　4情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）	1　番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）	事前	番号法改正のため
令和4年4月1日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和5年6月21日	Ⅰ関連情報　3個人番号の利用	3　港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第11条の2第2項	3　港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年港区条例第28号）　第4条	事後	条例改正のため
令和6年6月21日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため
令和7年6月27日	Ⅳ　リスク対策　8.人手を介在させる作業及び11.最も優先度が高いと考えられる対策を新規記載	記載なし	記載あり	事後	「特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）様式変更のため
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）　第9条第1項　別表第一第41項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）　第32	1　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）　第9条第1項　別表第61項 2　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号）　第32条	事後	番号法改正のため
令和8年3月18日	Ⅰ関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	1　番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （別表第二における情報提供の根拠）第61項，第62項 （別表第二における情報照会の根拠）第61項，第62項	1　番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠）第86項、第87項 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠）第86項、第87項	事後	番号法改正のため
令和8年6月19日	Ⅱ　しきい値判断項目 1.対象人数　2.取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	しきい値を再確認したため